高額医療費

病気やけがで医療機関にかかり、1 カ月医療費の自己負担が限度額を超えると、超えた分が返還される制度。原則、申請が必要で、申請期間は 2 年間。限度額は所得、年齢、医療費により、一般の人は 7 万 2300 円が目安。75 歳以上は老人保険制度の高額医療費となる。ただし、差額ベッド代や食事代、保険外診療は対象にならない

医療費の自己負担が限度額を超えると、超えた分が払い戻される高額療養費制度。所得、年齢によって限度額は細かく分かれ、払い戻しには原則、申請が必要など制度は複雑で分かりにくい。医療制度改革で 10 月からは限度額も引き上げられる。医療にかかる出費を少しでも抑えるために、知っておいた方がいいポイントをまとめた。

高額療養費の自己負担額

		現　行	10 月以降
69 歳以下	高所得者	13 万 9800 円＋（医療費 －46 万 6000 円）×1% ＜7 万 7700 円＞	15 万円＋1% ＜8 万 3400 円＞
	一般	7 万 2300 円＋(医療費－ 24 万 1000 円)×1% ＜4 万 200 円＞	8 万 100 円＋1 % ＜4 万 4400 円＞
	低所得者	7 万 2300 円＋(医療費 －36 万 1500 円)×1% ＜4 万 200 円＞	変わらず ＜変わらず＞
70 歳以上	高所得者	7 万 2300 円＋(医療費 －36 万 1500 円)×1% ＜4 万 200 円＞	8 万 100 円＋1 % ＜4 万 4400 円＞
	一般	4 万 200 円	4 万 4400 円
	低所得者	2 万 4600 円か 1 万 5000 円	変わらず

医療費 100 万なら・・・・
一般のサラリーマン（月収 56 万円未満）が 1 カ月の入院で 100 万円の医療費がかかった場合、自己負担額は 3 割なので 30 万円。限度額は 100 万円マイナス 24 万 1000 円の 1%に、7 万 2300 円を加えた 7 万 9890 円となる。返還される金額は 30 万円から限度額を差し引いた 22 万 110 円。

月またぐ入院に注意

大阪府豊中市の病院に勤務する女性（47）は、月をまたぐ入院を避けたため、入院にかかった費用の約半分を高額療養費制度で取り戻すことができた。女性は昨年 8 月 11～20 日の 10 日間、婦人科に入院し手術を受けた。支払いは約 13 万円で、約 6 万円が返還された。しかし、入院が 8 月末から 9 月上旬にまたがると、払い戻しの対象にならない場合が出てくる。高額療養費は、月ごとに医療費の自己負担額を計算し、限度額を超えた場合に返遺されるからだ。例えば 8 月、9 月に半額の約 6 万 5000 円ずつ払うような場合だと、両月とも限度額（約 7 万円）を超えないので返還対象にならない。この女性は「職場の同僚から、月をまたぐ入院は損だと聞いた。仕事の都合もあり、月をまたがらなかった。病気

は同じように続いているのに、月をまたぐと払い戻される金額が違うのはおかしい」と話す。厚生労働省保険課は「高額療養費は医療機関が作成する 1 カ月のレセプトをもとに計算される。事務手続き上、やむを得ない」と説明、今後も改める予定はないという。緊急手術などではない場合、いつ入院するかは見極めが必要なようだ。このほかにも、知らないと損をしてしまうポイントがある。返還額が少なくても必ず申請しておく点だ。一世帯で 1 年以内に高額療養費に該当する支払いが 4 回以上になると、4 回目からの限度額が大幅に下がるからだ。一般の人では 7 万 2300 円が約 3 万円低い 4 万 2000 円が目安になる。たとえ 100 円しか返還されないと分かっていても、申請して「実績」をつくることが大切なようだ。

一時払い貸付制度活用を

高額療養費の返還は通常、3、4 カ月後になる。それまでは自分で立て替え見ねばならず、医療費が高額なほど負担は大きい。東京都内の診療所で患者の相談に乗るソーシャルワーカーの女性（37）は「高額療養費について、患者さん自らが相談に来るケースは少ない。医療費を支払えずに、病院の医事課に言われて来るケースが多いようだ」と打ち明ける。こういうときに役立つのが、各健康保険にある高額療養費の貸付制度だ。中小企業の人が加入する政府管掌健康保険では、高額療養費として払い戻される分の 8 割を無利子で貸し付けている。さらに便利な方式に、国民健康保険では「委任払い制度」があり、導入する市町村が増えている。入院などで高額な医療費負担が予想されるが支払いが難しい場合、あらかじめ市町村の窓口に申請しておけば、自己負担限度額だけを支払えばよい制度だ。超過分は後日、国保から医療機関に直接支払われる。また、75 歳以上の高齢者の高額医療費については、一度申請すれば 2 回目以降は申請なしで自動的に口座振り込みしている自治体もある。愛知県保険医協会によると、同県では全市町村が実施しており、返還率は 100％に近いという。

制度複雑・・・まず窓口へ

高額療養費や高額医療費は本来、払い戻されるものだ。ただ、全国保険医団体連合会の高額医療費調査では 02 年 10～03 年 3 月診療分の 03 年 10 月現在の支給率は全国で 81･6 杉、未支給額は約 69 億 6000 万円にのぼる。愛知県保険医協会は「制度が複雑なため、被保険者任せにしていると、どうしても申清漏れが出てしまう」と分析する。実際、一都の健康保険組合では限度額を超えると自動返金されるが、原則的には申清が必要だ。しかし、返遺の基準となる限度額がいくらなのかも、一般の人には分かりにくい。市町村の国民健康保険は限度額を超えた該当者に申辞するように通知しているが、東京警察病院医療福祉相談室のソーシャルワーカー、菊地かほるさんは「高額療養費に限らず、介護保険も生活保護も日本の制度はすべて申請が必要。高額療養費については通知される場合が多いが、受け身ではなく窓口に問い合わせて申請するようアドバイスしている」と話す。医療費の支払いで困ったら、その病院の相談室や医事課に、高額療養費については加入している健康保険に問い合わせるのが良いという。

毎日新聞 06/02/12 より